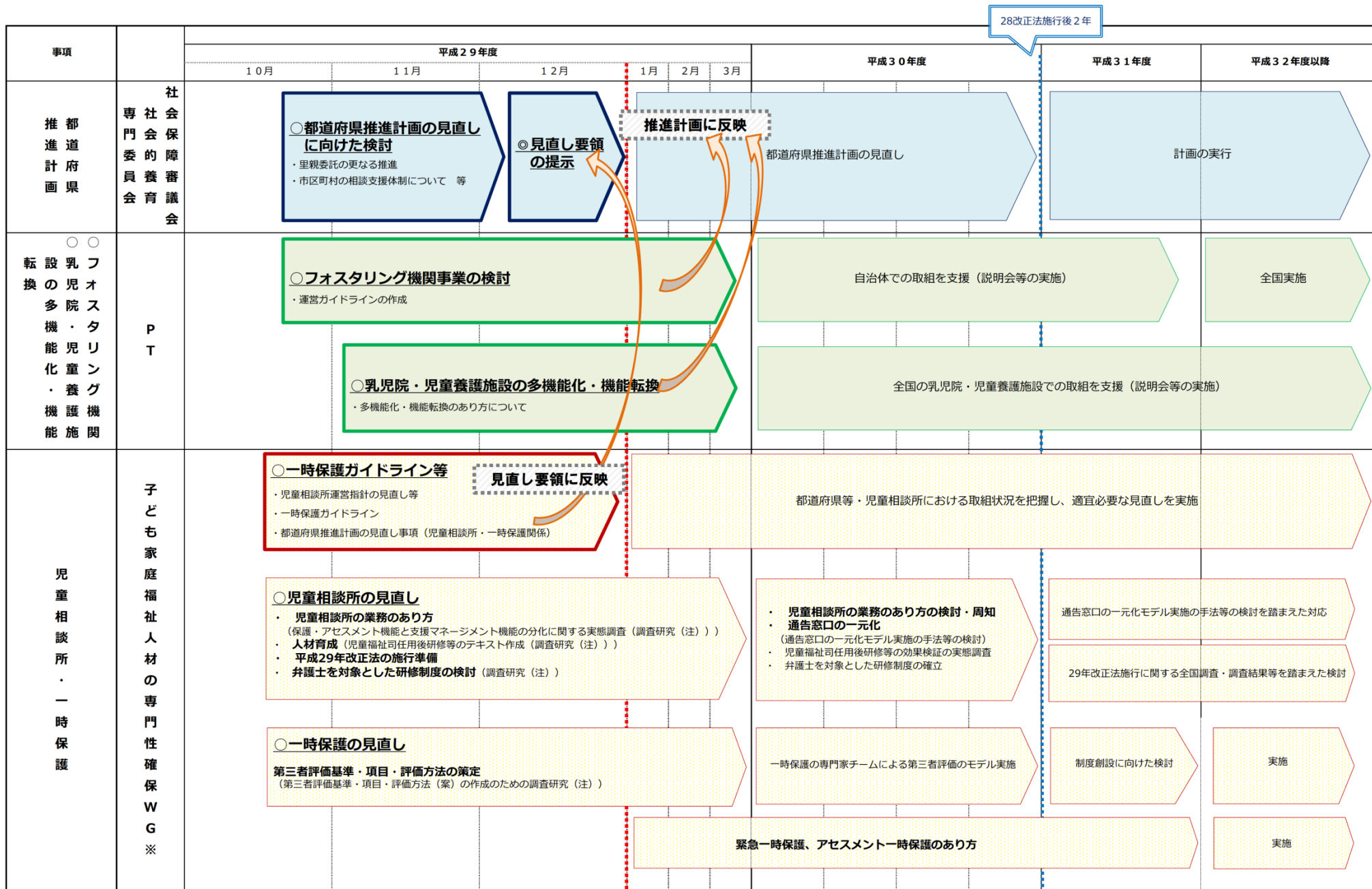


新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた 主な進め方について

新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた主な進め方



28改正法施行後2年

(注) 子ども・子育て支援推進調査研究事業

※ 調査・研究等を実施しているものを含め、随時WGで議論いただく。

都道府県推進計画の見直し作業に当たり整理が求められる事項（主なもの） （本専門委員会関係）

※ 以下は「現行の都道府県推進計画」や「平成28年改正法」、「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえて、各都道府県の計画見直し作業に当たり整理が求められる事項を列記したものの。

これらの検討を踏まえて提示する「見直し要領」を基に、都道府県に対し、それぞれの「推進計画」を全面的に見直すことを依頼する予定。

○社会的養護を必要とする児童数の見込み（現行計画の記載事項）

→ 平成28年改正法、新ビジョン、児童虐待等を巡る近年の状況等を踏まえて、どのように見直して提示するか。

○市区町村における子ども家庭支援体制の構築に対する支援（追加）

→ 平成28年改正法や新ビジョン等を踏まえて、どのように提示するか。

○児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取組と養護可能な児童数の見込み （現行計画の記載事項）

→ 平成28年改正法や新ビジョン、児童養護施設等の現状等を踏まえて、どのように見直して提示するか。

○家庭養護（里親やファミリーホーム）の推進の具体的な取組と養護可能な児童数の見込み （現行計画の記載事項）

→ 平成28年改正法や新ビジョン、里親やファミリーホームの現状等を踏まえて、どのように見直して提示するか。

※ フォスタリング機関事業の運営ガイドラインについては、「フォスタリング機関事業に関するPT」において検討

※ 乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換の在り方については、「乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換に関するPT」において検討

※ 児童相談所、一時保護に関する事項については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討